

愛 媛 県 報

発行 愛媛 媛 県

平成23年 1 月18日火曜日 第2234号

◇目次◇
告 示
道路の区域変更(県道桜井山路線)14
道路の区域変更(県道今治波方港線)14
道路の区域変更(県道大三島環状線)14

道路の供用開始(県道大三島環状線)......15 訓

愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程......15

告 示

○愛媛県告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成23年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類 路 線 名		区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
		今治市上徳字大道上乙8番15地先から 同市上徳字大道上乙1番9まで	IB	メートル 10 0~15 5	キロメートル 0.039	
県 道	桜井山路線	今治市上徳字大道上甲737番 1 地先から	新	10 .0 ~ 15 .5	0 .039	
		同市上徳字大道上乙1番9まで	क्या 	10 0~ 15 5	0 039	

○愛媛県告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成23年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路線名	区間	I.	日・新	敷 地 の幅 員	延長	備考
	県道	今治波方港線	今治市中堀 4 丁目227番12から		旧	メートル 8 0~14 <i>4</i>	キロメートル 0.023	
		道 ラ冶版月港級 同市中堀4丁目238番4まで	同市中堀4丁目238番4まで		新	13 0 ~ 14 4	0 .023	

○愛媛県告示第43号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路線名	K	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県		大三島環状線	今治市大三島町宗方686番 3		IΒ	メートル 8.1~12.2	キロメートル 0.015	
宗	但	人二局垠仏綵	ラ		新	10 .1 ~ 12 2	0 .015	

○愛媛県告示第44号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路σ)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	大三	三島環状	犬線	今治市大三島町		3から					平成23年 1 月18日

訓令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関

愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程を次のように定める。

平成23年1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程

(設置)

第1条 本県の実情に即した行政改革及び地方分権の円滑な推進を図るため、愛媛県行政改革・地方分権戦略本部(以下「戦略本部」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 戦略本部は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 行政改革及び地方分権の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 行政改革及び地方分権に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(組織)

- 第3条 戦略本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、知事とする。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

- 第4条 本部長は、戦略本部の事務を統轄し、戦略本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

(幹事)

- 第5条 戦略本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。
- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 戦略本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、幹事会を組織し、戦略本部の事務に従事する。
- 3 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、総務部長の職にある本部員が招集し、これを主宰する。

(事務局)

- 第7条 戦略本部の事務を処理するため、総務部新行政推進局行政システム改革課に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、総務部新行政推進局行政システム改革課長の職にある者をもって充てる。
- 第8条 この訓令に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1(第3条関係)

- 1 知事補佐官
- 2 教育長
- 3 公営企業管理者
- 4 総務部長
- 5 企画情報部長
- 6 県民環境部長
- 7 保健福祉部長
- 8 経済労働部長
- 9 農林水産部長
- 10 土木部長
- 11 出納局長
- 12 東予地方局長
- 13 中予地方局長
- 14 南予地方局長
- 15 公営企業管理局長
- 16 人事委員会事務局長
- 17 監査事務局長
- 18 副教育長
- 19 労働委員会事務局長
- 20 警察本部長

別表2(第6条関係)

- 1 総務部管理局長
- 2 総務部新行政推進局長
- 3 企画情報部管理局長
- 4 県民環境部管理局長
- 5 保健福祉部管理局長
- 6 経済労働部管理局長
- 7 農林水産部管理局長 8 土木部管理局長
- 9 出納局会計課長
- 10 東予地方局総務企画部長
- 11 中予地方局総務企画部長
- 12 南予地方局総務企画部長
- 13 公営企業管理局総務課長
- 14 人事委員会事務局次長
- 15 監査事務局次長
- 16 教育委員会事務局管理部教育総務課長
- 17 労働委員会事務局次長
- 18 警察本部警務部警務課長

平成23年 1 月18日 発行 16